

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第13号

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「双六原、」を削り、同項第2号中「188,000人」を「181,000人」に改め、同項第3号中「77,000立方メートル」を「74,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。